

事 務 連 絡
令和5年8月18日

専門職大学院を置く各国公私立大学事務局 御中

文部科学省高等教育局専門教育課
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育訓練給付制度の積極的な活用について

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省が所管する教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。令和6年4月1日以降の入学者に適用するための次期講座指定申請期間は、令和5年10月上旬から11月上旬が予定されています。

文部科学省としましては、専門職大学院における学生の多様性の確保や社会人のリカレント教育を推進する観点から、社会人学生の修学に係る経済的負担を軽減することは重要と考えております。専門職大学院における教育訓練給付制度の活用については、各専門職大学院が自らの状況を踏まえて取り組んでいただいているところですが、本制度を活用されていない専門職大学院におかれては、専門実践教育訓練給付の講座指定をはじめ、積極的な活用を検討いただきますよう、よろしく申し上げます。また、既に本制度を活用されている専門職大学院におかれましても、引き続き活用に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

参考までに、別紙のとおり教育訓練給付制度に関する情報をまとめておりますので、御参照ください。本件について不明な点がございましたら、下記の連絡先まで御連絡ください。

【本件連絡先】

(法科・教職を除く専門職大学院について)

高等教育局専門教育課 専門職大学院室推進係

電話：03-5253-4111 (内線：2497)

e-mail: sen-ps@mext.go.jp

(法科大学院について)

高等教育局専門教育課 専門職大学院室法科大学院係

電話：03-5253-4111 (内線：3349)

e-mail: sen-ps@mext.go.jp

(教職大学院について)

総合教育政策局教育人材政策課

教員養成企画室教職大学院係

電話：03-5253-4111 (内線：3778)

e-mail: kyoin-y@mext.go.jp

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)について

■申請にあたっては以下厚生労働省ホームページを確認してください。

- ・教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

- ・教育訓練給付の講座指定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html

■講座の指定申請手続

- ・**4月1日からの指定分:前年の10月上旬~11月上旬に申請受付**
- ・10月1日からの指定分:同年の4月上旬~5月上旬に申請受付

令和6年4月1日以降の入学者に適用するための講座指定申請は、令和5年10月上旬~11月上旬に申請受付が予定されています。詳しい受付の日程は決まり次第、厚生労働省ホームページにてお知らせがありますので、申請を予定されている学校はご確認ください。

■Q&A

- ・御不明な点等ある場合はまず Q & A をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_qa.html

■問い合わせ先

- ・講座指定の申請手続に関すること(申請書類の記入方法等)

中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課
TEL: 03-6758-2828・2825・2824

- ・講座指定の基準に関すること

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室
中長期的キャリア形成支援係
TEL: 03-5253-1111(代表) (内線 5741・5398・5390)

- ・教育訓練給付金の支給申請手続等

最寄りのハローワークにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の 70% [年間上限56万円 ・最長4年] を受講者に支給	受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給



指定対象の講座を、裏面で詳しくご紹介していますので、ご覧ください。

講座指定を受ける手続き

まずは、指定を受けるための要件を確認しましょう

- 厚生労働省ホームページに、教育訓練施設向けのパンフレットを掲載しています。

教育訓練 講座指定

申請書類を準備しましょう

- 申請様式（記入書類）は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

申請書類の提出（提出先：中央職業能力開発協会）

- 申請受付は年2回、提出期間と指定日は以下の通りです。
4月上旬～5月上旬提出→10月1日指定、10月上旬～11月上旬提出→翌年4月1日指定

審査

- 申請された講座が指定基準を満たしているか、審査を行います。

指定

- 指定期間は、4月1日または10月1日から**3年間**です。
- 引き続き指定を希望される場合は、指定期間満了前に**再指定申請**が必要です。

指定対象講座

専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
① 業務独占資格などの取得を目標とする講座		
<p>▶ 業務独占資格・名称独占資格の取得を目標とする講座</p> <p>例：介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、助産師、美容師、理容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など</p>	<p>▶ 業務独占資格・名称独占資格・必置資格の取得を目標とする講座</p> <p>例：介護職員初任者研修、介護支援専門員、大型自動車第一種・第二種免許、税理士、社会保険労務士 など</p>	<p>▶ 公的職業資格・民間職業資格などの取得を目標とする講座</p> <p>例：中小企業診断士、司書、英語検定、簿記検定 など</p>
② デジタル関係の講座		
<p>▶ ITSSレベル3以上の情報通信資格の取得を目標とする講座</p> <p>▶ 第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定）</p>	<p>▶ ITSSレベル2以上の情報通信資格の取得を目標とする講座</p> <p>※ITSSレベル3かつ訓練時間が120時間未満のものを含む</p>	<p>▶ 左記以外の情報通信資格の取得を目標とする講座</p>
③ 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程（①②に該当するものを除く）		
<p>▶ 専門職大学院の課程</p> <p>▶ 専門職大学・専門職短期大学の課程</p> <p>※大学・短期大学の専門職学科の課程を含む</p> <p>▶ 職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）</p>	<p>▶ 職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）</p> <p>※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの</p>	<p>▶ 修士・博士の学位などの取得を目標とする課程</p>
④ 専門学校の課程（①②に該当するものを除く）		
<p>▶ 職業実践専門課程（文部科学大臣認定）</p> <p>▶ キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</p>	<p>▶ キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</p> <p>※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの</p>	

お問い合わせ

- ▶ **講座指定の申請手続き**（申請書類の記入方法など）
中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課（03-6758-2828／2825／2824）
- ▶ **講座指定の基準**
厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室（03-5253-1111（代表））
- ▶ **教育訓練給付金**（給付金の支給申請手続き、証明書類の記入方法など）
最寄りのハローワーク <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省ホームページ

- ▶ **教育訓練給付制度について**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html
- ▶ **教育訓練給付の講座指定について**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html



教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約14,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

教育訓練 検索

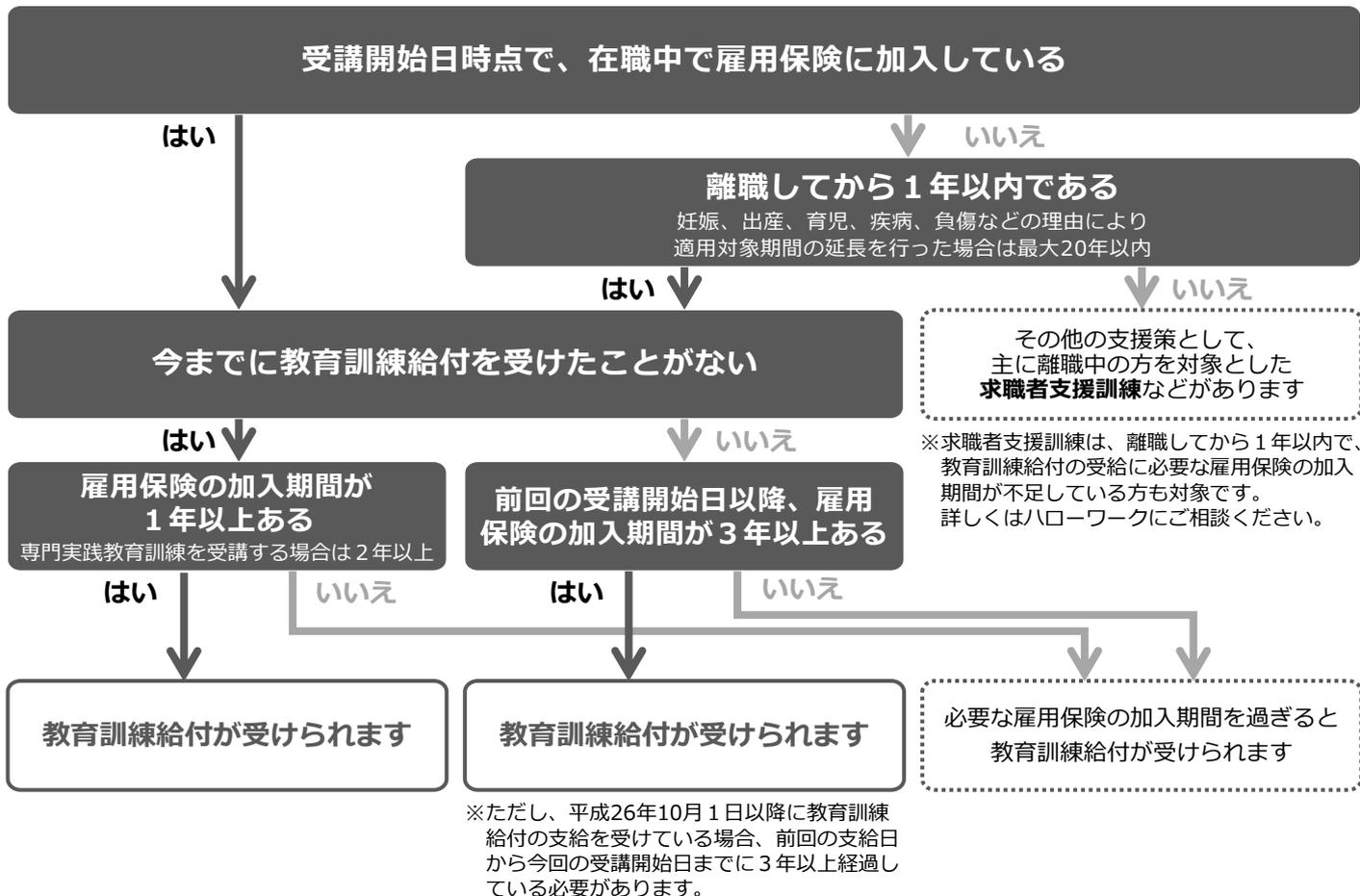
検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 70% [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など デジタル関係の講座 <ul style="list-style-type: none"> ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座 第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） 大学院・大学などの課程 <ul style="list-style-type: none"> 専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など） 職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 <ul style="list-style-type: none"> 職業実践専門課程（文部科学大臣認定） キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 <ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など デジタル関係の講座 <ul style="list-style-type: none"> ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
一般教育訓練 受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 <ul style="list-style-type: none"> 英語検定、簿記検定、ITパスポート など 大学院などの課程 <ul style="list-style-type: none"> 修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

給付条件

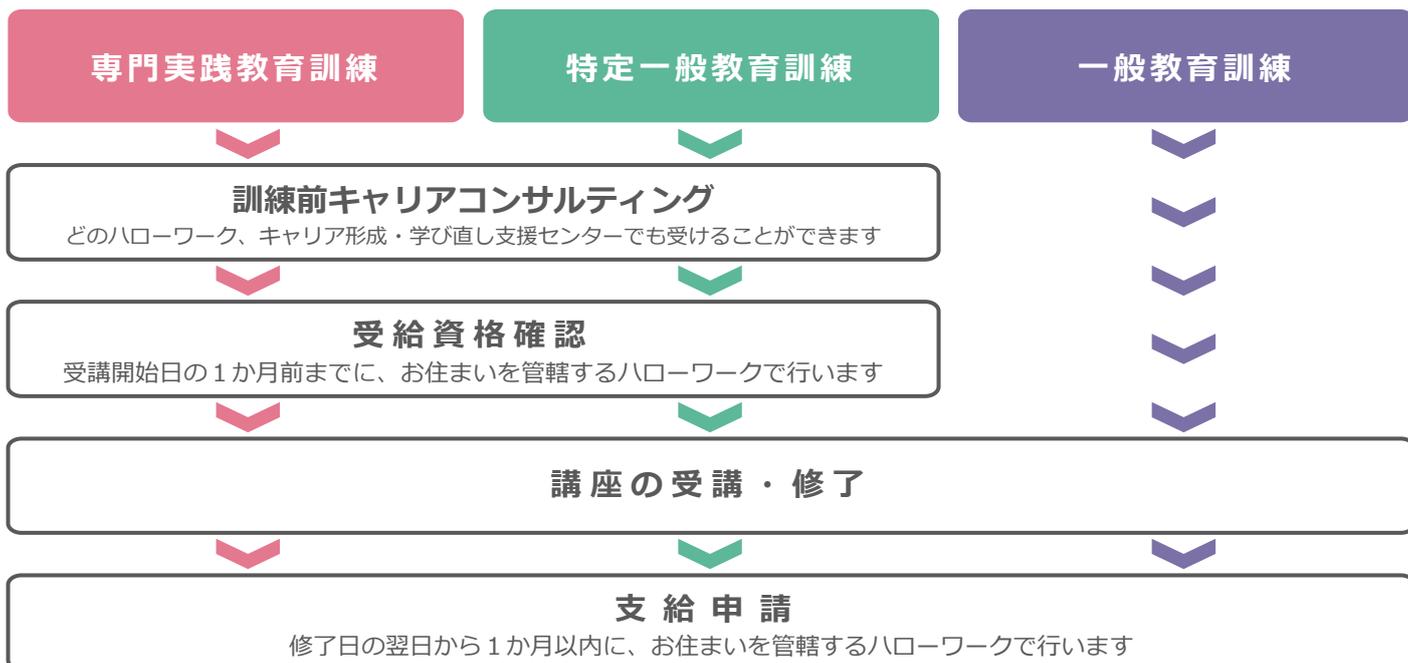
教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

